

学則

(平成23年4月1日)

大妻女子大学短期大学部

大妻女子大学短期大学部学則

制定	昭和49年4月1日	改正	昭和50年4月1日	改正	昭和51年4月1日
改正	昭和52年4月1日	改正	昭和53年4月1日	改正	昭和54年4月1日
改正	昭和55年4月1日	改正	昭和56年4月1日	改正	昭和57年4月1日
改正	昭和58年4月1日	改正	昭和59年4月1日	改正	昭和60年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	昭和62年4月1日	改正	昭和63年4月1日
改正	平成元年4月27日	改正	平成2年4月1日	改正	平成3年4月1日
改正	平成3年9月24日	改正	平成3年12月24日	改正	平成4年12月18日
改正	平成6年1月27日	改正	平成7年2月1日	改正	平成8年2月1日
改正	平成8年10月28日	改正	平成9年11月4日	改正	平成11年1月29日
改正	平成11年7月28日	改正	平成11年11月1日	改正	平成13年3月29日
改正	平成14年3月22日	改正	平成15年1月28日	改正	平成15年3月27日
改正	平成15年5月28日	改正	平成15年12月16日	改正	平成16年10月26日
改正	平成17年10月25日	改正	平成18年1月27日	改正	平成18年3月29日
改正	平成18年7月28日	改正	平成18年12月19日	改正	平成20年1月30日
改正	平成21年3月26日	改正	平成22年1月28日	改正	平成 年 月 日

第 1 章 総 則

第1条 本短期大学部は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び実際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする。

第2条 学校法人大妻学院がこれを設置する。

第2条の2 本短期大学部は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

3 本短期大学部は東京都千代田区三番町12番地に置く。

第 2 章 学科の構成

第3条 本短期大学部に次の学科及び専攻を置く。

家政科 家政専攻

　　生活総合ビジネス専攻

　　食物栄養専攻

国文科

英文科

第3条の2 各学科、専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

一 家政科家政専攻

家政学の基本の衣・食・住生活・保育などを中心に、人間生活全般にかかわる実践的知識・教養・技術力を身につけ、社会の発展に貢献できる人材を育成する。

二 家政科生活総合ビジネス専攻

家政学の基本を学ぶことによって教養豊かな生活人として成長するとともに、現代社会の仕組みを理解し、身につけた情報処理能力・ビジネススキルによって企業人として即戦力となる人材を育成する。

三 家政科食物栄養専攻

「食」と「健康」に関わる知識と技術を総合的に身につけ、健康づくりに貢献できる専門的知識を持った栄養士を養成する。

四 国文科

現代を生きる上で必要な情報を自分で獲得し、確かな日本語能力を身につけるとともに、人間性豊かな社会人として国際化する現代社会で活躍できる人材を育成する。

五 英文科

英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って日本の将来を考え、自分の主張を組み立て、それを英語を通して、21世紀の世界に向かって発信していける人材を育成する。

第 3 章 教育課程

第4条 本短期大学部の各学科における授業科目は別表（1）のとおりとする。

2 司書に関する専門科目は別表（2）のとおりとする。

第 4 章 履修方法及び課程修了の認定

第5条 修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えることはできない。

2 毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第5条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第6条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする授業内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業研究、卒業制作等については、学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

第7条 学生は第4条別表(1)に示す授業科目について次の区分に従い、家政科家政専攻は合計64単位以上、家政科生活総合ビジネス専攻は合計62単位以上、家政科食物栄養専攻は合計71単位以上、国文科は合計66単位以上、英文科は合計62単位以上を修得しなければならない。

学科・専攻	全学共通科目	専門科目	自由科目
家政科	家政専攻	18単位	46単位 4科目8単位を限度として専門科目に含めることができる。
	生活総合ビジネス専攻	18単位	44単位 4科目8単位を限度として専門科目に含めることができる。
	食物栄養専攻	12単位	59単位
国文科	18単位	48単位	4科目8単位を限度として専門科目に含めることができる。
英文科	18単位	44単位	

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第5条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第7条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

第7条の3 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条及び第22条の2第3項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせ30単位を超えないものとする。

3 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

第7条の4 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修し

た授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第7条の2及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ30単位を超えないものとする。この場合において第22条の2第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

- 4 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

第8条 栄養士の免許証を得ようとする者は、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第9条 司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び同法施行規則の定めるところにより単位を修得しなければならない。ただし、司書に関する専門科目は第7条に定める所定の単位の他に修得しなければならない。

第10条 授業科目は、原則として配当された各年次において履修するものとする。

- 2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。
- 3 学生が授業科目を履修した場合は試験を行い、合格者に対して単位を与える。
- 4 試験は毎年前期及び後期の二期に筆記、口述及び論文その他によって行う。
- 5 試験の成績はS、A、B、C及びDとし、Dは不合格とする。

第11条 本短期大学部に2年以上在学し、学則第4条に定める授業科目及び第7条に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、本短期大学部学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
- 3 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

家政科 短期大学士（家政学）

国文科 短期大学士（文学）

英文科 短期大学士（文学）

第 5 章 入学、退学、休学、復学、転学、留学、再入学及び除籍

第12条 入学の時期は、毎年4月とする。

第13条 本学に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後

に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第14条 入学志願者は入学願書及び出身校長が発行する調査書等を所定の期日までに提出し、学則第26条に定める入学検定料を納入しなければならない。

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本人及び保証人の誓約書その他の書類を提出し、所定の納付金を納入しなければならない。

第16条の2 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第17条 保証人は父母又は近親者とする。

2 保証人は、その学生の在学中の身上に関する一切の事項について責任を負うものとする。

3 保証人について本学で適当でない者と認めたときは変更させることがある。

第18条 疾病その他止むを得ない理由により退学をしようとする場合は、学長の許可を得て退学することができる。

第19条 疾病その他止むを得ない理由により、3か月以上欠席する場合は、保証人連署の上學長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、期限を限ってこれの延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第20条 前条の理由が解消した時は、学長の許可を得て復学することができる。

第21条 休学の期間は在学年数に算入しない。

第22条 本学から他の大学へ、若しくは他の大学から本学へ転学を志望する学生で、正当の理由があると認めた場合にはこれを許可することがある。ただし、その場合は学長の転学許可書と共に、在学年限及び既得単位の証明書によって、転籍事実を明らかにしなければならない。

第22条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学における学修のため留学することを許可することができる。

2 前項の規定により外国の大学において学修する期間は、1年を限度とする。

3 学長は、学生が留学の期間において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、みなすことのできる単位数は第7条の2の規定を準用する。

4 外国高等教育研究機関のうち、大学に相当するものとして学長が認定したものにおいて履修した学生についても、前項の規定を準用して本学における相当する授業科目の履修とみなし、単位を修得したものとすることができます。

5 第1項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める在学期間に含めることができる。

6 前項までに定めるもののほか、学生の留学について必要な事項は、学長の定めるところによる。

第22条の3 転学科又は転専攻を希望する者があるときは、受け入れ学科又は専攻に欠員のある場合に限り、別に定める規程により選考の上、教授会の議を経て、これを許可することができる。

る。

第23条 本学を退学した者で、退学後2年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上再入学を許可することがある。

第23条の2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- 一 第5条第1項に定める在学年数を超えた者
- 二 第19条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料及び教育充実費を滞納し、督促してもなお納入しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

第 6 章 賞 罰

第24条 次の各号の一に該当する者には、学長が教授会の議を経て表彰し、又は賞品を授与することがある。

- 一 学力が特に優秀な者
- 二 品性高潔にして全学生の模範とするにたる者
- 三 課外活動等において功績の顕著なる者

第25条 学則その他本学が定める規則を守らず本学学生としての本分に反する行為をした者は、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められた者
 - 二 学力劣等で成績の見込がないと認められた者
 - 三 正当の理由がなくて出席の常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 授業料その他の納付金

第26条 授業料その他の納付金の額を次のとおり定める。

- | | |
|-----------|--|
| 一 入学検定料 | 35,000円 (ただし、「大学入試センター試験を利用する選抜」については、20,000円) |
| 二 入学金 | 270,000円 |
| 三 授業料 | 家政科 705,000円 (2年次 715,000円)
国文科、英文科 685,000円 (2年次 695,000円) |
| 四 教育充実費 | 家政科 385,000円 (2年次 395,000円)
国文科、英文科 385,000円 (2年次 395,000円) |
| 五 実験実習費 | 実 費 |
| 六 その他の納付金 | について別に定める。 |

第27条 授業料その他の納付金は、指定された期日までに納入しなければならない。

第28条 休学期間中の授業料は、半額とする。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の所定の学費を納入しなければならない。

- 2 欠席又は停学中の者の授業料及び教育充実費は減免しない。
- 3 第22条の2の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料については、原則半額とする。

第28条の2 特に必要と認めた場合には、第26条に定める学生納付金を減免することができる。

2 学生納付金の減免に関する規程は別に定める。

第29条 退学又は除籍された者に対しても既納の授業料及び教育充実費は返戻しない。また未納の時は直ちに納入しなければならない（第23条の2第3号に該当するものを除く。）

第30条 削除

第31条 学生の中で、品行方正、学力優秀であつて修業中学費支弁の途を失った者に対しては、教授会の議を経て貸費生として別に定める額を貸与することがある。

第32条 貸費生で卒業した者は、卒業の翌年から毎月貸与額の24分の1を月額で返済することを要する。

第 8 章 教職員組織

第33条 本学に短期大学部学長及び短期大学部長を置く。短期大学部学長が事故あるときは、あらかじめ定めた者が代理する。

2 本学に短期大学部副学長を置くことができる。

第34条 本学に教育及び研究のため、教授、准教授、助教、講師及び助手を置く。その定員は別に定める。

第35条 本学に教務事務の処理、学生福祉等のため一定数の職員を置く。

第 9 章 教 授 会

第36条 本学に教授会を置く。

2 教授会は本学専任の教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

第37条 教授会は次の事項を審議する。

- 一 教員の任免、昇任及び資格審査に関する事項
 - 二 学則及び諸規則に関する事項
 - 三 教育及び研究に関する諸施設の設置改廃に関する事項
 - 四 教育課程に関する事項
 - 五 授業科目の担当その他教授上重要な事項
 - 六 学生の学業成績に関する事項
 - 七 学生の入学、退学、休学、復学、転学、留学、再入学、除籍及び卒業に関する事項
 - 八 学生の賞罰に関する事項
 - 九 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
 - 十 その他、学長の諮問する事項、又は本学教授会において必要と認めた事項
- 2 教授会は、必要に応じて専門委員会を設け、その権限を委譲することができる。
- 3 その他、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 学生定員及び学級数

第38条 学生の定員は次のとおりとする。

	入学定員	総 定 員
一 家政科 家政専攻	180名	360名
生活総合ビジネス専攻	70名	140名
食物栄養専攻	150名	300名

二 国文科	150名	300名
三 英文科	150名	300名

2 家政科食物栄養専攻の学級数は、1学年4学級、2学年合計8学級とする。

第 11 章 附 屬 施 設

第39条 本学に次の附属施設を置く。

- 一 総合情報センター
- 二 寄宿舎
- 三 健康センター
- 四 学生相談センター
- 五 生活科学資料館

2 各附属施設に関する規程は別に定める。

第 12 章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

第40条 本短期大学部の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第10条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第40条の2 他の大学又は短期大学との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

- 2 特別聴講学生には、本学則第10条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第41条 公共機関等から、その所属職員につき研究事項を定め、研修について委託の願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は別に定める。

第42条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により外国人留学生として入学を許可される者は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者として文部科学大臣の指定した者で、選考の上入学を許可された者とする。
- 3 第1項の規定により入学を志願する者に対しては、本学において、履歴、人物、健康等について選考するほか、修学に必要な日本語及び学力について筆記、口述その他適当な方法によって選考を行う。
- 4 外国人留学生に対しては、本章に定めるもののほか、本学則の他の各章の規定を適用する。

第 13 章 公 開 講 座

第43条 公開講座は、教授会の議を経て隨時に開設する。

2 公開講座に関する科目、聴講料等については、そのつどこれを定める。

第 14 章 学年、学期及び休業

第44条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第45条 学年を分けて、次の二期とする。

前期 4月1日から9月14日まで

後期 9月15日から翌年3月31日まで

2 第1項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

第46条 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

一 学年末休業 3月21日から3月31日まで

二 夏季休業 8月1日から9月14日まで

三 冬季休業 12月22日から翌年1月6日まで

四 学校記念日 11月20日

五 日曜日

六 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項各号に定める定期休業日でも授業等を課し、又は特別講義を聽講させことがある。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は第1号から第3号までの休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和48年度に家政科食物栄養専攻に入学した学生の履修方法、単位数については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、昭和49年度以前に家政科食物栄養専攻に入学した学生の、専門教育科目及び外国語科目の単位数については、なお従前の例による。

2 第25条については、昭和50年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第25条については、昭和51年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項第1号及び第2号は、昭和53年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項第1号及び第3号は、昭和54年度入学者から適用し、同条第1項第4号については、昭和54年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号及び第3号は、昭和55年度入学者から適用し、同条第1項第4号の家政科第二部については、昭和55年度入

学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号及び第3号については、昭和56年度入学者から適用し、同条第1項第4号については、昭和56年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号については、昭和57年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項及び第26条第1項第1号については、昭和58年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号については、昭和59年度入学者から適用し、同条同項第4号については、昭和59年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号については、昭和60年度入学者から適用し、同条第1項第4号については、昭和60年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第4号については、昭和61年度入学志願者から適用する。

2 第38条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学科等	年 度		昭和61年度		昭和62年度から 昭和74年度まで		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	800人	1,200人	800人	1,600人	400人	1,200人		
食物栄養専攻	200人	300人	200人	400人	100人	300人		
家政科第二部	200人	320人	200人	400人	120人	320人		
国 文 科	300人	500人	300人	600人	200人	500人		
英 文 科	300人	500人	300人	600人	200人	500人		
計	1,800人	2,820人	1,800人	3,600人	1,020人	2,820人		

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第26条第2号については、昭和62年度入学者から適用し、同条第5号については、昭和62年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第26条第2号については、昭和63年度入学者から適用する。

2 第38条第5号、第6号及び第7号の総定員については昭和63年度に限り次のとおりとする。

生活科	140名
日本文学科	130名
実務英語科	150名

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月27日から施行し4月1日から適用する。ただし、この学則の施行の際、昭和63年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表(1)の1の授業科目(家政科第一部)に関しては、なお、従前の例による。
- 2 第5条第1項、第19条第2項及び同条第3項については、平成元年度入学者から適用する。
- 3 第26条第2号及び第4号については、平成元年度入学者から適用する。ただし、第26条第2号の規定にかかわらず、昭和63年度入学者については、41,200円とする。
- 4 第26条第3号については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお、従前の例による。
- 5 第26条第5号については、平成元年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成元年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表(1)の1、(1)の2及び別表(2)の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 2 第26条第3号については、平成2年度入学者から適用する。
- 3 第26条第4号の規定にかかわらず昭和62年度入学者に係る教育充実費は20,000円、昭和63年度入学者については40,000円、平成元年度入学者については60,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成2年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表(1)の1及び(1)の2の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 2 第26条第4号については、平成3年度入学者から適用する。
- 3 第38条第5号、第6号及び第7号に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成3年度		平成4年度から 平成11年度まで		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生 活 科	165人	305人	165人	330人	140人	305人
日本文学科	165人	295人	165人	330人	130人	295人
実務英語科	165人	315人	165人	330人	150人	315人
計	495人	915人	495人	990人	420人	915人

附 則

この学則は、平成3年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 第26条第2号の規定は、平成3年10月1日から適用する。
- 3 第26条第4号の規定は、平成4年度の入学者から適用する。

附 則(平成4年12月18日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の短期大学部学則施行の際、平成4年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表（1）の1、（1）の2の授業科目及び第7条第1項の表の一般教育科目の履修に関しては、なお、従前の例による。
- 3 この規則による改正後の大妻女子大学学則第26条第4号、大妻女子大学大学院学則第47条第4号及び大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成5年度の入学者から適用する。

附 則（平成6年1月27日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 3 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成5年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の別表（1）の2の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成6年度の入学者から適用する。

附 則（平成7年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料、教育充実費は、平成7年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成7年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の別表（1）の1の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成7年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第7条の履修方法及び卒業必要単位数に関しては、なお、従前の例による。
- 8 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第2号から第4号に定める入學金、授業料及び教育充実費は、平成8年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年10月28日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則による改正後の学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 5 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成8年度以前に入学し、現に在学する学生に係る第4条第1項の別表（1）の1の授業科目、第7条の履修方法及び卒業必要単位に関しては、なお従前の例による。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成9年度の入学者から適用する。

附 則（平成9年11月4日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則による改正後の学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成9年度以前に入学し、現に在学する学生に係る第4条第1項の別表（1）、別表（1）の2の授業科目に関しては、なお従前の例による。
- 7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成10年度の入学者から適用する。

附 則（平成11年1月29日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則による改正後の学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成10年度以前に入学し、現に在学する学生に係る第4条第1項の規定による別表（1）の1の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 8 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める家政科第一部、家政科第二部、国文科、英文科の授業料及び教育充実費は、平成11年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則による改正後の学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第38条第1号、第3号、第4号に規定する学生定員は、昭和61年4月1日施行の改正学則附則第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科等	年 度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	750人	1,550人	700人	1,450人	650人	1,350人		
食物栄養専攻	200人	400人	200人	400人	200人	400人		
国 文 科	280人	580人	260人	540人	250人	510人		
英 文 科	300人	600人	300人	600人	290人	590人		
計	1,530人	3,130人	1,460人	2,990人	1,390人	2,850人		

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	600人	1,250人	600人	1,200人	400人	1,000人
	200人	400人	150人	350人	100人	250人
	250人	500人	250人	500人	200人	450人
	270人	560人	250人	520人	200人	450人
	1,320人	2,710人	1,250人	2,570人	900人	2,150人

附 則（平成11年11月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則による改正後の学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成12年度以降に入学し在学する学生については、第8条第1項及び第4項に関しては適用しない。
- 5 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成12年度以降に入学し在学する学生に係る第4条第1項の規定による別表（2）及び別表（4）の授業科目に関しては適用しない。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成12年度以降に入学し在学する学生については、第9条に定める教員免許状の種類・教科は適用しない。
- 7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成12年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成13年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成14年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号に定める授業料は、平成14年度の入学者から適用する。
- 4 第38条第1号、第3号、第4号に規定する学生定員は、平成12年度施行の改正学則附則第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

学科等	年 度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	400人	1,100人	350人	750人	300人	650人		
食物栄養専攻	200人	400人	200人	400人	100人	300人		
国 文 科	200人	460人	200人	400人	150人	350人		
英 文 科	240人	540人	220人	460人	150人	370人		
計	1,040人	2,500人	970人	2,010人	700人	1,670人		

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学学則施行の際、平成14年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号に定める授業料は、平成15年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年12月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項第1号に規定する家政科家政専攻、食物栄養専攻の学生定員は、平成16年度に限り次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	200人	500人
食物栄養専攻	200人	300人

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第3条に定める「家政科」の名称については、平成16年度の1年次から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年10月25日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第11条第2項及び第3項の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成18年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表(1)の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成18年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表(1)の授業科目、第6条、第7条及び第10条第2項、第5項に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成19年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表(1)の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成20年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表(1)の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成21年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表(1)の授業科目及び第7条第1項に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成22年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表(1)の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項第1号に規定する家政科家政専攻、生活総合ビジネス専攻、食物栄養専攻の学生定員は、平成23年度に限り次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	総定員
家政科 家政専攻	180名	380名
生活総合ビジネス専攻	70名	70名
食物栄養専攻	150名	350名

別表(1)

授業科目	授業形態	単位数		備考
		必修	選択	
〔全学共通科目〕				
補習科目				
数	学	講義	1	
化	学	講義	1	
生	物	講義	1	
基礎科目				
(女性とキャンパスライフ)				
大妻教養講座	講義	1		
キャンパスライフとメンタルヘルス	講義	2		
女性と健康	講義	2		
ジエンドーと社会生活	講義	2		
女性性	講義	2		
(リテラシー)				
日本語A(文章表現)	講義	2		
日本語B(口頭表現)	講義	2		
日本語C(読解)	講義	2		
コンピュータ基礎A	演習	2		
コンピュータ基礎B	演習	2		
コンピュータ応用	演習	2		
(キャリア)				
キャリアデザイン	講義	2		
職業と現代社会	講義	2		
企業と産業	講義	2		
インターネット・シップ	演習	2		
キャリア・デベロップメントプログラムI	演習	2		
キャリア・デベロップメントプログラムII	演習	2		
教養科目				
(人間と文化)				
文学の世界	講義	2		
音楽の世界	講義	2		
美術の世界	講義	2		
映像・演劇の世界	講義	2		
考古学の世界	講義	2		
ポピュラー・カルチャーの世界	講義	2		
地域と文化	講義	2		
メディアと文化	講義	2		
言語と文化	講義	2		
日本の歴史と文化	講義	2		
世界の歴史と文化	講義	2		
哲学と思想	講義	2		
民族と宗教	講義	2		
(社会と生活)				
子どももの世界	講義	2		
人間の成長と心理	講義	2		
日本国憲法	講義	2		

法	律	と	現	代	社	会	講	義	2
政	治	と	現	代	社	会	講	義	2
經	濟	と	現	代	社	会	講	義	2
情	報	と	現	代	社	会	講	義	2
家	族	と	現	代	社	会	講	義	2
地	域	と	現	代	社	会	講	義	2
福	祉	と	現	代	社	会	講	義	2
ボ	ラン	ティ	ア	と	現	代	講	義	2
都	市	と	現	代	社	会	講	義	2
(自然と科学)									
数	学	の	世	界	講	義			
生	活	の	物	理	講	義			
生	活	の	化	学	講	義			
科	学	と	環	境	講	義			
生	命	の	環	学	講	義			
生	命	と	科	境	講	義			
宇	宙	の	環	学	講	義			
人	類	の	科	化	講	義			
自	然	の	進	史	講	義			
身	科	学	歴	学	講	義			
近	な	統	計						
(スポート)									
ス	ボ ²	一	ツ	A	実	技			
ス	ボ ²	一	ツ	B	実	技			
ス	ボ ²	一	ツ	C	実	技			
ス	ボ ²	一	ツ	D	実	技			
ス	ボ ²	一	ツ	E	実	技			
シ	ーズ	ン	・	ス	ボ ²	一	実	技	
ス	ボ ²	一	ツ	と	健	康	講	義	1
レ	クリ	エ	一	シ	ヨ	ン	講	義	2
レ	クリ	エ	一	シ	ヨ	ン	講	義	2
外	国	語	ク	リ	エ	ー	論	論	1
国	語	ク	リ	エ	ー	シ	論	論	1
語	ク	リ	エ	ー	シ	ヨ	論	論	1
科	目	ク	リ	エ	ー	シ	ヨ	論	論
英	語	I		A	演	習			
英	語	I		B	演	習			
英	語	II		A	演	習			
英	語	II		B	演	習			
フ	ラ	ン	ス	語	I	演	習		
フ	ラ	ン	ス	語	II	演	習		
フ	ラ	ン	ス	語	III	演	習		
フ	ラ	ン	ス	語	IV	演	習		
ド	イ	ツ		語	I	演	習		
ド	イ	ツ		語	II	演	習		
ド	イ	ツ		語	III	演	習		
ド	イ	ツ		語	IV	演	習		
中	国	語		I	演	習			
中	国	語		II	演	習			
中	国	語		III	演	習			
中	国	語		IV	演	習			
国	際	理	解	(海 外 研 修)					2

家政科						
家政専攻						
〔基礎科目〕						
家政リレー講義						
ライフデザイン論	講義	2	2			
家庭経営学	講義	2	2			
衣生活論	講義	2				
食生活論	講義	2				
住生活論	講義	2				
保育学	講義	2				
〔専門科目〕						
(生活・経営関係)						
家族関係論	講義	2				
生活マナーラン	講義	2				
生活環境論	講義	2				
ウエルネス論	講義	2				
生活商品販売論	講義	2				
(被服関係)						
衣料学及び実験	講義・実験	2				
被服織維学	講義	2				
被服整理学	講義	2				
染色学及び実習	講義・実習	2				
被服学及び基礎実習	講義・実習	2				
服飾造形論及び実習(和)	講義・実習	2				
服飾造形論及び実習(洋)	講義・実習	2				
アパレル設計・生産論	講義	2				
アパレル設計・生産及び実習	講義・実習	2				
アパレル企画論及び演習	講義・演習	2				
服飾デザイン論	講義	2				
服飾文化論	講義	2				
消費学科	講義	2				
消費科学演習	演習	2				
食品流通生活論	講義	2				
ファッショングループ論	講義	2				
衣環境論	講義	2				
(食物関係)						
食物文化論	講義	2				
食物学及び基礎実験	講義・実験	2				
食品加工工学	講義	2				
食	講義	2				

食 品 学 及 び 実 驗	講義・実習	2
食 品 衛 生 学	講 義	2
調 理 学	講 義	2
基 础 調 理 及 び 実 習	講義・実習	2
応 用 調 理 及 び 実 習	講義・実習	2
フ ード ス ペ シ ャ リ ス ト 論	講 義	2
フ ード コ ー デ イ ネ イ ト 論	講 義	2
フ ード プ ラ ン ニ ン グ 論 及 び 実 習	講義・実習	2
小 児 保 健 学	講 義	2
栄 養	講 義	2
(住居関係)		
イ ン テ リ ア コ ー デ イ ネ イ ト 演 習	講義・演習	2
生 活 工 芸 論 及 び 実 習	講義・実習	2
生 活 色 彩 論	講 義	2
(児童関係)		
発 達 心 理 学	講 義	2
家 庭 看 護 論	講 義	2
児 童 学 及 び 演 習	講義・演習	2
社 会 福 祉 論	講 義	2
(ビジネス関係)		
ビ ジ ネ ス 実 務 総 論	講 義	2
ビ ジ ネ ス 実 務 演 習	演 習	2
秘 書 学 概 論	講 義	2
秘 書 実 務	演 習	2
(その他)		
家 政 論 演 習	演 習	2
[自由科目]		
児 童 文 化 論	講 義	2
環 境 ・ 身 体 か ら 見 た 文 化	講 義	2
心 理 学 か ら 見 た 文 化	講 義	2
世 界 の 中 の 日 本	講 義	2
ジ ャ 一 ナ リ ズ ム か ら 見 た 文 化	講 義	2
英 米 児 童 文 学	講 義	2
こ と ば ・ 生 活 ・ 社 会	講 義	2
英 米 女 性 史	講 義	2
女 性	講 義	2
家 政 科		
生活総合ビジネス専攻		
[基礎科目]		

家政	リレ	一講	義	講義	2
家庭	経	営	学	講義	2
衣食住保	生	活	論	講義	2
	生	活	論	講義	2
	生	活	論	講義	2
	育		学	講義	2
〔専門科目〕					
生活とビジネス					
ライフ	デザイン	論	講義	2	
生活総合	ゼミナール		演習	2	
生活	ビジネス	論	講義	2	
ビジネス	実務	総論	講義	2	
ビジネス	実務	演習	演習	2	
秘書	書学	概論	講義	2	
秘書	書実	務	演習	2	
現代社会とビジネス					
情報	報	と文	化	講義	2
国際	交	流	論	講義	2
日本	の	産業		講義	2
生活	経済		論	講義	2
生活情報とビジネス					
生活	と情	報倫理	講義	2	
情報ネット	ワーカー	ク論	講義	2	
ウェブ	デザイン	演習	演習	2	
インターネット	と社会		講義	2	
ビジネススマネジメント					
経営	学	総論	講義	2	
オフィス	スマネジメント	論	講義	2	
商品	流通	販売	論	講義	2
企業	会計	論	講義	2	
能力	開発	論	講義	2	
ビジネス実務					
プレゼン	テクニシャン		演習	2	
ビジネス	英語I		演習	2	
ビジネス	英語II		演習	2	
ビジネス	文書実務		演習	2	
ビジネス	マナー	演習	演習	2	
企業実習	(含インターンシップ)		実習	2	
〔自由科目〕					
児童	文化	論	講義	2	

環 境・身 体 か ら 見 た 文 化	講 義	2
心 理 学 か ら 見 た 文 化	講 義	2
世 界 の 中 の 日 本	講 義	2
ジ ャ ー ナ リ ズ ム か ら 見 た 文 化	講 義	2
英 米 児 童 文 学	講 義	2
こ と ば • 生 活 • 社 会	講 義	2
英 米 女 性 史	講 義	2
女 性 学	講 義	2
家 政 科		
食 物 栄 養 専 攻		
〔専門科目〕		
社会生活と健康		
公 衆 衛 生 学	講 義	2
生 活 環 境 学 実 驗	実 驗	1
社 会 福 祉 論	講 義	2
人体の構造と機能		
栄 養 生 理 学 (含 運 動 生 理 学)	講 義	2
人 体 構 造 論 (含 運 動 生 理 学) 実 驗	実 驗	1
人 体 構 造 論 (含 機 能)	講 義	2
病 理 学	講 義	2
生 化 学	講 義	2
食 品 と 卫 生		
食 品 化 学 (含 食 品 機 能 論)	講 義	2
食 品 化 学 (含 食 品 機 能 論) 実 驗	実 驗	1
食 品 加 工 貯 藏 学	講 義	2
食 品 加 工 貯 藏 学 実 驪	実 驪	1
食 安 全 学	講 義	2
食 安 全 学 実 驪	実 驪	1
栄 養 と 健 康		
基 础 栄 養 学	講 義	2
栄 養 化 学	講 義	2
栄 養 化 学 実 驪	実 驪	1
臨 床 栄 養 学	講 義	2
臨 床 栄 養 学 実 習	実 習	1
ラ イ フ ス テ ー ジ 栄 養 学	講 義	2
ラ イ フ ス テ ー ジ 栄 養 学 実 習	実 習	1
栄 養 の 指 導		
栄 養 指 導 論	講 義	2
食 教 育 論	講 義	2

栄養指導論実習 I	実習	1		
栄養指導論実習 II	実習	1		
公衆栄養学	講義	2		
給食の運営				
給食管理論 I	講義	2		
給食管理論 II	講義	2		
給食管理実習 I	実習	1		
給食管理実習 II	実習	1		
調理学科	講義	2		
調理学実習 I	実習	1		
調理学実習 II	実習	1		
校外実習指導 I	演習	1		
校外実習指導 II	演習	1		
校外実習	実習	1		
食文化特論	講義	2		
食物栄養特論	講義	2		
健康科学特論	講義	2		
国文科				
〔専門科目〕				
日本語学				
日本語の基礎 A	講義	2		
日本語の基礎 B	講義	2		
日本語の文章表現 A	演習	2		
日本語の文章表現 B	演習	2		
日本語の口頭表現 A	演習	2		
日本語の口頭表現 B	演習	2		
日本語の発生と展開	講義	2		
現代の日本語	講義	2		
くずし字を読む A	演習	2		
くずし字を読む B	演習	2		
日本文学				
日本文学・文化講義 A	講義	2		
日本文学・文化講義 B	講義	2		
日本文学の歴史(古典) A	講義	2		
日本文学の歴史(古典) B	講義	2		
日本文学の歴史(近・現代) A	講義	2		
日本文学の歴史(近・現代) B	講義	2		
日本文学を読む(古典) A	演習	2		
日本文学を読む(古典) B	演習	2		

日本文学を読む（近・現代）A	演習	2
日本文学を読む（近・現代）B	演習	2
児童文学を読む	講義	2
俳句をつくる	講義	2
小説を書く	講義	2
中 国 文 学		
中国文学の歴史 A	講義	2
中国文学の歴史 B	講義	2
漢字の発生と展開	講義	2
中国文学を読む A	演習	2
中国文学を読む B	演習	2
中国文学と日本文学	講義	2
日 本 文 化		
文化批評の基礎	講義	2
文化批評の展開	講義	2
美術から見た文化	講義	2
音楽から見た文化	講義	2
マンガから見た文化	講義	2
ジャーナリズムから見た文化	講義	2
世界の中の日本	講義	2
文学・文化と風土	講義	2
ジェンダーから見た文化	講義	2
児童文化論	講義	2
編集技術	講義	2
映像から見た文化	講義	2
芸能から見た文化	講義	2
環境・身体から見た文化	講義	2
心理学から見た文化	講義	2
地域から見た文化・歴史	講義	2
文学・文化歴史踏査	演習	2
女性のための仕事論	講義	2
コンピュータと情報検索	講義	2
卒業論文・創作	演習	6
[自由科目]		
服飾文化論	講義	2
食文化論	講義	2
発達心理学	講義	2
ウエルネス論	講義	2
ビジネス実務総論	講義	2
ビジネス実務演習	演習	2

秘書学概論	講義	2	
秘書実務	演習	2	
英米児童文学	講義	2	
ことば・生活・社会	講義	2	
英米女性史	講義	2	
女性	講義	2	
英文科			
〔専門科目〕			
英米の生活と文化 I A	講義	2	
英米の生活と文化 I B	講義	2	
英米の生活と文化 II A	講義	2	
英米の生活と文化 II B	講義	2	
リーディング・ストラティジーズ	演習	1	
リスニング・ストラティジーズ	演習	1	
アドバンスト・リーディング	演習	1	
アドバンスト・リスニング	演習	1	
コミュニケーション・スキルズ	演習	1	
プレゼンテーション	演習	1	
レクチャーI 国際ビジネス・コミュニケーションA	講義	2	
レクチャーI 国際ビジネス・コミュニケーションB	講義	2	
レクチャーII 比較文化論 A	講義	2	
レクチャーII 比較文化論 B	講義	2	
レクチャーIII 英語学 A	講義	2	
レクチャーIII 英語学 B	講義	2	
レクチャーIV イギリスの文化 A	講義	2	
レクチャーIV イギリスの文化 B	講義	2	
レクチャーV アメリカの文化 A	講義	2	
レクチャーV アメリカの文化 B	講義	2	
セミナーI-1 ビジネス・イングリッシュA	演習	1	
セミナーI-1 ビジネス・イングリッシュB	演習	1	
セミナーI-2 カレント・イングリッシュA	演習	1	
セミナーI-2 カレント・イングリッシュB	演習	1	
セミナーII-1 世界と日本の文化 A	演習	1	
セミナーII-1 世界と日本の文化 B	演習	1	
セミナーII-2 比較文化 A	演習	1	
セミナーII-2 比較文化 B	演習	1	
セミナーIII-1 英語の歴史 A	演習	1	
セミナーIII-1 英語の歴史 B	演習	1	
セミナーIII-2 日英語の比較 A	演習	1	

セミナーⅢ－2日英語の比較B	演習	1
セミナーⅣ－1イギリスの文化（近代）A	演習	1
セミナーⅣ－1イギリスの文化（近代）B	演習	1
セミナーⅣ－2イギリスの文化（現代）A	演習	1
セミナーⅣ－2イギリスの文化（現代）B	演習	1
セミナーV－1アメリカの文化（近代）A	演習	1
セミナーV－1アメリカの文化（近代）B	演習	1
セミナーV－2アメリカの文化（現代）A	演習	1
セミナーV－2アメリカの文化（現代）B	演習	1
セミナーVI－1児童英語教育の方法A	演習	1
セミナーVI－1児童英語教育の方法B	演習	1
セミナーVI－2児童英語教育ワークショップA	演習	1
セミナーVI－2児童英語教育ワークショップB	演習	1
世界の神話と宗教A	講義	2
世界の神話と宗教B	講義	2
イギリス地域研究A	講義	2
イギリス地域研究B	講義	2
アメリカ地域研究A	講義	2
アメリカ地域研究B	講義	2
比較思想	講義	2
英米思想	講義	2
英米女性史	講義	2
女性学	講義	2
ボビュラー・フィクション	講義	2
ボビュラー・ソングズ	講義	2
英米児童文学	講義	2
ことば・生活・社会	講義	2
歐米のメディア	講義	2
歐米の映画・演劇	講義	2
国際コミュニケーション研究I	講義	2
国際コミュニケーション研究II	演習	2
アクティブ・キャリア・トレーニング	講義	2
セミナーナーA	演習	1
セミナーナーB	演習	1
卒業研究	一	4
〔自由科目〕		
服飾文化論	講義	2
食文化論	講義	2
発達心理学	講義	2
ウエルネス論	講義	2

ビジネス実務総論	講義	2	
ビジネス実務演習	演習	2	
秘書学概論	講義	2	
秘书実務	演習	2	
児童文化論	講義	2	
環境・身体から見た文化	講義	2	
心理学から見た文化	講義	2	
世界の中の日本	講義	2	
ジャーナリズムから見た文化	講義	2	

別表(2)

授業科目	授業形態	単位数		備考
		必修	選択	
〔図書館司書に関する専門科目〕				
生涯学習概論	講義	2		
図書館概論	講義	2		
図書館経営論	講義	1		
図書館資料論	講義	2		
情報サービス概説	講義	2		
レファレンスサービス演習	演習	1		
資料組織概説	講義	2		
資料組織演習	演習	2		
図書館サービス論	講義	2		
情報検索演習	演習	1		
専門資料論	講義	1		
児童サービス論	講義	1		
図書及び図書館史	講義	1		
資料特論	講義	1		
コミュニケーション論	講義	1		